

昭和54年商業統計調査
商業調査票甲

指定統計
第23号

(法人用)

昭和54年6月1日



市区町村番号	基本調査区番号	商業調査区番号	商店番号	大規模店舗内

業種	業分類

5. この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他法律事務に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対的ではありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことには法律により固く禁じられております。この調査票は、調査員二部提出してください。一部は都道府県へ、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。

1. 商店名及び所在地
フリガナ
商店名
所在地 干 () 市区 区町村 丁目 番地 号 ビル 階
本店(本社)の所在地 支店の場合に記入してください。電話 () 局 番

2. 経営組織及び資本金額又は出資金額
(1) あてはまる番号を○でかこんでください。
(2) 会社組織の商店は資本金額又は出資金額を記入してください。(支店の場合も記入してください。)

3. 商店の開設年
(1) あてはまる番号を○でかこんでください。
(2) 2.にあてはまる場合はその年を、また、3.にあてはまる場合はその年及び月を記入してください。

4. 売場面積
(1) 小売業のみ記入してください。
(2) 単位は平方メートルで記入してください。(坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けて計算し、端数は四捨五入してください。)

5. 従業者数
昭和54年6月1日現在、主としてこの店の業務に従事している会社、団体の有給役員及び常時雇用従業者の数を記入してください。

6. 年間商品販売額
分類番号 商品名 明売・小売のうち、あてはまる方を○でかこんでください。

7. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額
昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の収入額を記入してください。

8. 商品手持額
昭和54年6月1日現在の手持額を記入してください。製造小売の商品についてはその原材料及び半製品を含めます。

9. 年間商品仕入額の仕入先別割合
自店内製造とは、商店がその場所でも商品を生産した場合はいい、製造原価を仕入額とみなして、その割合を記入してください。

10. 年間商品販売額の卸売販売別割合
(1) 6項「年間商品販売額」のうち卸売額についてその割合を記入してください。
(2) 「産業界使用者」の定義は別紙の説明を参照してください。

11. 年間商品販売額の販売方法別割合
「ローン販売」は割賦販売に含め、金融機関発行の「クレジットカード」による販売は「掛売・その他」に含めてください。

12. セルフサービス方式の採用の有無
(1) 小売業のみ記入してください。
(2) あてはまる番号を○でかこんでください。

13. 来客専用駐車場の有無
(1) 小売業のみ記入してください。
(2) あてはまる番号を○でかこんでください。

14. 商店の本店別
1. 単独店 (支店を持たない商店)
2. 本店 (支店を持つている商店)
3. 支店

15. 営業経費 (年間)
この欄は単独店が記入します。商品仕入額を除く。

16. 企業の店舗数等
ア. 店舗数 (本店を含む) 店
イ. 企業全体の卸売、小売の区分 1. 卸売 2. 小売
ウ. 従業者総数 (有給役員を含む) 人
エ. 年間商品販売総額
オ. 営業経費総額 (年間)

17. 本店(本社)の事業
(この欄は支店が記入します) あてはまる番号を○でかこんでください。
1. 本店は商業
2. 本店は製造業
3. 本店は1, 2. 以外の事業

3. 2. 1. 記入に当たっては、別紙の記入注意をよく読んでください。
○欄は商業統計調査票又は市区町村。○欄は都道府県又は市区町村で記入し、※欄は記入しないでください。すべての商店は申告の義務があります。
この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、

通商産業省

備考
本票について照会を受けた場合回答できる人の氏名
申告者の記名及び押印

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び商品分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

1. 調査票には、青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
2. 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
3. 割合を記入する欄は、整数で記入し、その合計が100%になるようにしてください。100%にならないときは、割合の最も大きいところで調整し内訳と合計は必ず一致するようにしてください。
4. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、斜線を引かないで、空欄にしておいてください。調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

1. 商店名及び所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称(例えば株式会社○○商店、○○株式会社○○支店など)で記入してください。
2. 商店の開設年

(1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。

(2) 支店、営業所、出張所などの場合は、本店(本店)の開設年ではなく、この支店などが開設された年を記入してください。
3. 売場面積

(1) この商店が商品を販売するために使用している延床面積を記入してください。

(2) 売場面積には、ショーウィンドー及び売場間の通路は含め、事務室、倉庫、配達所及び自動車、植木、石材などの屋外展示場、観賞魚の養魚池などは除いてください。

(3) 自店内で製造した商品を販売している小売業者(製造小売業)の場合は、商品を製造するための作業室及び薬局の調剤室の面積は除いてください。

(4) 卸売業者、ガソリンステーション及び自動車小売業は記入の必要はありません。
5. 従業員数

(1) 従業員とは昭和54年6月1日(又はこれに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、他の事業所から派遣されている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者でも除きます。

(2) 常時雇用従業員とは、一定の期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。また、昭和54年4月、5月のそれぞれの月において、18日以上雇用した臨時の者を含めます。
6. 年間商品販売額

(1) 分類番号及び商品名

ア. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、小売したときは小売部門の商品名を、また、卸売したときは、卸売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○で囲んでください。

イ. 取扱商品(商品分類表の商品区分)が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を継ぎ足して記入するようにしてください。

なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない程度で一括して便宜上「その他」という名称で最後の欄に記入し、卸売の場合は「41999」、小売の場合は「49999」の分類番号を付しても差し支えありません。

ウ. 取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名(商標名でなく一般的な名称)を記入し、卸売、小売の区分を○で囲んでください。

- (2) 年間商品販売額

年間商品販売額は、昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの実績を記入してください。なお、この期間の実績によることが困難な場合は最寄りの決算日前1か年間の実績でも差し支えありません。

なお、次の場合も販売金額に含めます。

ア. 自企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替えを行った場合の振替仕切額

(注) この場合は「卸売」として記入します。

イ. このから商品販売の委託を受けている場合はその受託品の販売額

ウ. 自店内で製造した製品の卸売(製造卸)も行っている場合の卸売販売額

(注) 土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。
- (3) 卸売、小売の区分

「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。

なお、次の場合も「卸売」となります。

ア. 鉱工業、建設業、運輸通信業、サービス業(ホテル、病院、理容所、学校など)、官公庁又は、その他の産業用使用者に商品が大量又は多額に販売した場合

イ. 業務用に主として使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農機具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわら)などを販売した場合

(注) 自企業内の本支店、支店相互間及び自企業内の他の場所にある工場に帳簿上商品の振替えを行った場合は便宜上この調査では卸売として扱います。したがって振替えを行った場合は必ず卸売商品として計上し、第10項の販売先別割合欄の本支店間移動欄にその割合を記入してください。

「小売」とは個人用又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。

(注) 小売商であっても、例えば酒類小売商が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「45211酒、調味料(小売)」、飲食店への卸売分は「40531酒類(卸売)」のようにそれぞれ分けて記入してください。
7. 修理料、サービス料、仲立手数料の取入額

(1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は、商品売買の仲立を行っている場合は、その手数料取入額を記入してください。

(2) 「業務内容」欄には、例えば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」、などのように具体的に記入してください。
8. 商品手持額

商品手持額欄には調査日(昭和54年6月1日)現在で、この店が、販売の目的で保有しているすべての手持商品(製造小売業の場合は原材料、半製品を含めます)の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によることも差し支えありません。

商品手持額は次のようにして記入します。

(1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によりまします。

(2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中か又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持額に含めます。

(3) 他から販売を委託されている商品(受託品)は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額には含めません。
9. 年間商品仕入額の仕入先別割合

この欄には調査日(昭和54年6月1日)前1か年間の商品仕入額の仕入先割合を次の区分に分けて記入してください。

なお、仕入先とは商品の発送元ではなく商品の売買契約先をいいます。

業者別

- (1) 「1. 自店内製造」

自店内製造とは商店がその場所で製造した製品をいいます。

別の場所にある本、支店又は工場で製造した製品は含めません。
- (2) 「2. 本支店間移動」

本支店間移動とは、自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場から帳簿上商品の振替えを行った場合をいいます。
- (3) 「3. 生産業者」

生産業者とは生産業者から直接仕入れた場合をいいます。なお、生産業者は「3. 親会社」と「4. その他の生産業者」に区分されていますが、ここでいう生産業者の「親会社」とは、自社の発行する株式総数の50%を超える株式、又は資本の50%を超える出資口数を有する会社から商品を仕入れた場合に限ってその割合を記入してください。

又「その他の生産業者」とは、上記の親会社以外の生産業者をいいます。

ただし、生産業者の販売事業所から仕入れた場合は「生産業者」からの仕入れではなく、「卸売業者、その他」からの仕入れになります。
- (4) 「4. 卸売業者、その他」

問屋、商社などの卸売業者その他からの仕入れをいいます。
- (5) 「5. 国外(直接輸入)」

この欄は自分の名で通関手続を取って、商品を国外から直接輸入した場合に限って記入してください。

貿易業者又は国内の外人商社から外国製品を仕入れた場合は「卸売業者、その他」からの仕入れになります。

都道府県別

- 「都道府県」欄には仕入先割合の大きなものから順に4都道府県まで記入し、残りの割合は最後の欄に「その他」として一括記入してください。
- なお、「自店内製造」分は自店の所在地の都道府県に含めてください。
- (注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。

業者別

- (1) 「1. 本支店間移動」

本支店間移動とは自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上商品の振替えを行った場合をいいます。
- (2) 「2. 卸売業者」

この欄は他の卸売業者に商品を卸売した場合をいいます。
- (3) 「3. 小売業者」

この欄は小売業者に商品を卸売した場合をいいます。
- (4) 「4. 産業用使用者」

産業用使用者欄には商業、鉱工業、建設業、サービス業(ホテル、病院、理容店、学校など)、官公庁などに産業用(業務用)として商品を販売した場合をいいます。

(注) 商店にその商店の業務に必要な設備(事務用機械、陳列棚など)などを販売(卸売)した場合は、「卸売業者」又は「小売業者」ではなく「産業用使用者」欄に記入します。
- (5) 「5. 国外(直接輸出)」

この欄は、自分の名で通関手続を取って直接輸出した場合に限って記入してください。したがって輸出向けの商品を貿易業者又は国内の外人商社に卸売した場合は「卸売業者」欄に記入してください。

都道府県別

- 都道府県欄には販売先割合の大きいものから順に4都道府県まで記入し、残りの割合は最後の欄に「その他」として一括記入してください。
- (注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じになります。

11. 年間商品販売額の販売方法別割合

- (1) 「1. 現金販売」とは、小切手、商品券による販売も含めます。
 - (2) 「2. チケット販売」とは、チケット発行機関(信販会社、専門店、商店会、協同組合など)が発行するチケット、カード、クーポンなどによって商品を販売する方法をいいます。ただし、金融機関などが発行する「クレジットカード」で商品を販売する場合は「掛売、その他」となります。
 - (3) 「3. 割賦販売」とは、購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売することをいいます。なお、「ローン販売」もここに含めます。
 - (4) 「4. 掛売、その他」とは、「チケット販売」、「割賦販売」以外の信用販売をいいます。手形及びクレジット販売などが含まれます。なお、新聞、牛乳の月次販売も掛売とします。
13. 来客専用駐車場の有無
- この欄は小売業のみ記入してください。
- (1) この欄には、来客専用の駐車場が有るか無いか、有れば車の収容台数を記入してください。
- なお、業務用と来客用の併用は含め、業務用のみは含めません。
- (2) 駐車場の場所を他から借りているもの、また、駐車料金が有料であっても含めます。
15. 営業経費(年間)
- この欄には「13. 商店の本支店別」で「1. 単独店」に○印をつけた商店のみ記入してください。
- (1) 「営業経費」とは昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の商品仕入額を除いた残りの営業上の経費をいいます。
 - (2) 「給与額」とは、会社、団体の有給役員、常時雇用従業員、臨時雇用の従業員など、この店の従業員に対して支払ったが、又は、支払われなかったならぬ金額をいいます。
 - (3) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額及び給与額を除く残りの営業上の経費をいいます。その主なものには、包装運賃費、通信運賃費、宣伝広告費、交際費、減価償却費、地代、家賃などがあります。ただし、製造問屋、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費とはしません。
16. 企業の商品数
- この欄は「14. 商店の本支店別」で「2. 本店」に○印をつけた商店のみ記入してください。
- この欄には、国内にある本店、支店などを含めた企業全体について記入してください。なお、商業以外の事業所の分は含めません。しかし、これを区別することが困難な場合は含めて記入しても差し支えありません。
- (1) 「ア. 店舗数(本店を含む)」欄には、本店を含めた企業全体の店舗数を記入してください。
 - (2) 「イ. 企業全体の卸売、小売の区分」欄には、企業全体の商品販売額のうち、卸売と小売のいずれが多いかによってあてはまる番号を○で囲んでください。
 - (3) 「ウ. 従業者総数(有給役員を含む)」欄には、商業活動を営む事業所に従事する企業全体の従業者総数を記入してください。
 - (4) 「エ. 年間商品販売総額」欄には、昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の企業全体の商品販売額を記入してください。この場合の販売額は自企業内の本支店間、支店相互間の取引分を除き、企業外への販売額だけを記入してください。
- なお、受託販売の場合は受託品の販売額を含めてください。
- (5) 「オ. 営業経費総額(年間)」欄には、この店の昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の、企業全体の商品仕入額を除いた、一切の営業上の経費(商業以外の事業所分を除く)を記入してください。